

令和3年度

監査結果報告書

定期監査

(支所・公民館・保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校)

松山市監査委員

松 監 第 43 号
令和 3 年 11 月 12 日

様

松山市監査委員 飯 尾 隆 哉
同 大 宿 有 三
同 渡 部 昭
同 岡 田 教 人

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を松山市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

定期監査（支所・公民館・保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校）

定期監査結果報告	1
（1）支 所	2
（2）公民館	2
（3）保育所、認定こども園	2
（4）幼稚園	3
（5）小学校、中学校	3
むすび	5

定期監査結果報告

1 監査の対象

- | | |
|---------|--|
| (1) 支所 | 道後支所、伊台支所、久谷支所（出口出張所） |
| (2) 公民館 | 雄郡公民館、余土公民館、生石公民館、伊台公民館、五明公民館、久米公民館 |
| (3) 保育所 | 余土保育園 |
| 認定こども園 | もものはなこども園 |
| (4) 幼稚園 | 荏原幼稚園 |
| (5) 小学校 | 清水小学校、雄郡小学校、新玉小学校、伊台小学校
湯山小学校、椿小学校、石井東小学校、浮穴小学校 |
| 中学校 | 湯山中学校、旭中学校、道後中学校、南第二中学校 |

2 監査の期間

令和3年8月17日から令和3年8月28日まで

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 公金等管理
現金の取り扱いは適正に行われているか。
- (2) 財産管理
備品及び郵券の現物は台帳と一致し、適正に管理されているか。
- (3) 施設管理
薬品は適正に管理されているか。
自動体外式除細動器（以下「AED」という。）は適正に管理されているか。
施設管理は適正に行われているか。

4 監査の実施内容

施設の公金等管理、財産管理及び施設管理について現地調査を実施、また関係者の説明聴取や関係書類等の提出を求めるなどして、監査を行った。

5 監査の結果

次のとおりである。

(1) 支 所

- 1) 公金等管理について
適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について
適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について
適正に管理されていた。

(2) 公 民 館

- 1) 公金等管理について
適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について
適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について
適正に管理されていた。

(3) 保育所、認定こども園

- 1) 公金等管理について
適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について
適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について
一部の園において、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・ A E D の管理について

A E D の管理について、表示ラベルの電極パッドの交換時期の記載が更新されていない状況が見受けられた。今後は適正な管理に努められたい。

[もものはなこども園]

(4) 幼稚園

- 1) 公金等管理について
適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について
適正に管理されていた。
- 3) 施設管理について
適正に管理されていた。

(5) 小学校、中学校

- 1) 公金等管理について
適正に管理されていた。
- 2) 財産管理について
一部の学校において、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・備品の適正管理について

廃棄処分した備品が台帳から抹消処理されていない状況が見受けられた。
既に抹消処理を行ったとの報告を受けたが、廃棄後は速やかに定められた処理を行い、適正な管理に努められたい。

[旭中学校]

- 3) 施設管理について
一部の学校において、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・防火管理者選任届出書の提出について

消防法第8条第2項に基づく防火管理者選任届出書の提出が行われていない状況が見受けられた。今後においては人事異動等により防火管理者が不在となったときは後任者を選定し、速やかに所轄の消防署長に防火管理者選任届出書を提出されたい。

[雄郡小学校]

・校内出入口の安全確保について

校内への出入口において解放されている箇所があり、職員室からも見通しが悪く、外部からの侵入者を確認できない状況となっていることが見受けられた。学校敷地内への不審者侵入等の事故を防止するためにも、早急に施錠により管理できる設備の整備等を図られたい。

[伊台小学校]

・ 工作物及び機器等の安全点検について

学校における事故防止については、令和3年5月25日付け3施企第4号文部科学省等からの通知「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（依頼）」において、点検の対象外となっているものがないか確認し、不足している項目を安全点検表（以下「点検表」という。）に追加することとされているが、確認された工作物が点検表に追加されていない状況が見受けられた。倒壊や落下等による重大な事故の未然防止のため、把握漏れのない点検表の作成に努め、継続的かつ計画的に安全性の確認を行われたい。

[伊台小学校]

【要望事項】

・ AEDの管理について

AEDの管理について、日常点検を実施したことの記録方法に不備があるものが一部見受けられた。今後は適正な管理に努められたい。

[新玉小学校]

むすび

今回の施設監査の結果、一部の施設において、施設管理の面から改善すべき事項が見受けられた。それらのうち、今後の適正な管理を行う上で、下記の2点については特に、全関係施設を対象に再度、点検を行うなどにより改善を図りたい。

(1) AEDの管理について（認定こども園・小学校）

AEDの管理において、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」等の通知に基づき前回監査で指摘した事項については、今回多くの施設で改善が見られた。しかしながら、一部の施設において、表示ラベルの記載や日常点検の記録方法に不備が見受けられた。

これは、点検担当者の変更等による維持管理の必要性の認識不足が要因と思料されるため、所管部署においては担当者への指導を徹底されたい。

(2) 学校の安全管理について（小学校・中学校）

本年4月、他県において防球ネット支柱倒壊による児童の死傷事故が発生し、同月、別の県で体育館内のバスケットゴールが落下し生徒が負傷するなど、校舎等内外の事故が相次いだ。学校において、児童生徒等が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠である。

しかしながら、本市においても今回監査対象の小中学校で、外部からの侵入に対する危惧や、安全点検への課題が見られた。学校における事故防止のためには、点検すべき対象を把握し、児童生徒等の目線や多様な行動等も考慮して安全点検を行うことが重要である。本市管理下における小中学校の安全点検等の状況について今一度確認し、学校の安全管理の徹底に努められたい。